

公立大学法人横浜市立大学における研究費の取扱いに関する規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日規程第 69 号

最近改正 平成 31 年 4 月 1 日規程第 40 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）における共同研究費、受託研究費及び奨学寄附金（以下「外部研究費」という。）の取扱い並びに基礎研究費及び戦略的研究推進費（以下「内部研究費」という。）の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 民間機関等 国、地方公共団体、その他法令で定める法人その他の者をいう。
- (2) 共同研究 教員が当該民間機関等と共通の課題について共同して行う研究で、共同研究Ⅰ、共同研究Ⅱ、共同研究Ⅲ及び共同研究Ⅳからなる。
- (3) 共同研究Ⅰ 本学において公募する共同研究で、民間機関等から研究者（以下「共同研究研究員」という。）及び研究の遂行上、必要な経費（以下「研究経費」という。）を受け入れて、本学において行う研究をいう。
- (4) 共同研究Ⅱ 民間機関等からの申込により、共同研究研究員及び研究経費を受け入れて、本学施設又は本学施設及び民間機関等の施設において共同して行う研究をいう。
- (5) 共同研究Ⅲ 民間機関等から研究経費を受入れて、本学及び民間機関等において共同して行う研究をいう。
- (6) 共同研究Ⅳ 民間機関等から研究経費を受入れず、役割分担に応じて必要な費用を負担し、本学及び民間機関等において共同して行う研究をいう。
- (7) 共同研究研究員 民間機関等において現に研究業務に従事しており、共同研究のため在職のまま本学に派遣される研究員をいう。
- (8) 共同研究費 共同研究において、民間機関等が負担する研究経費をいう。
- (9) 研究料 共同研究研究員を受け入れることに要する経費で、当該民間機関等が負担するものをいう。
- (10) 受託研究 民間機関等から委託を受けて、教員が職務として行う研究をいう。
- (11) 受託研究費 受託研究において、委託した民間機関等が負担する研究経費をいう。
- (12) 奨学寄附金 本学の教育研究を奨励するための民間機関等からの寄附金をいう。
- (13) 間接経費 外部研究費による研究の実施に伴い、研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために本学が使用する経費をいう。
- (14) 基礎研究費 質の高い学生教育を実践するための基礎的研究活動に要する研究経費をいう。

(15) 外部研究費 民間機関等が負担する第8号、第11号及び第12号の研究経費をいう。

(16) 内部研究費 外部研究費以外の本学が負担する研究経費をいう。

(適正使用)

第3条 教員は、外部研究費及び内部研究費をそれぞれの研究に必要な経費として適正に使用しなければならない。

第2章 共同研究

(受入れの基準)

第4条 共同研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ本来の教育研究に支障をきたすおそれのないものでなければならない。

(受入れの条件)

第5条 共同研究は、次の各号に掲げる条件のもとに受け入れるものとする。

(1) 共同研究の結果生じた特許権、実用新案権及び意匠権等の権利の帰属、持分割合及び使用等については、民間機関等と協議の上、共同研究契約により定めるものとする。

(2) 前号に関して、教員によって生じた特許権、実用新案権及び意匠権等の権利については、原則として本学に帰属するものとし、「公立大学法人横浜市立大学の発明等に関する規程」(以下、「発明規程」という。)に従って手続きを行う。

(3) 共同研究の成果は、共同研究契約に基づき公表できるものとする。ただし、公表の時期・方法等については、民間機関等と協議の上、定めるものとする。

(4) 共同研究の研究期間は当該年度末までとし、共同研究契約により定める。ただし、民間機関等との協議により研究遂行上必要と認められる場合は、当該年度から5年を超えない範囲の年度末までの間で定めることができる。

(5) やむを得ない事由により共同研究の継続に支障が生じたときは、民間機関等と協議の上、当該共同研究を中止することができる。

(6) 共同研究は、共同研究契約の締結前には開始できない。

(7) 共同研究費が指定期日までに納付されない場合は、共同研究契約を解除することができる。

2 前項第6号に係らず、共同研究費の財源が、国、地方公共団体、独立行政法人その他公益法人である場合は、当該研究費の採択決定通知又はこれに準ずる決定により、研究を開始することができる。

3 共同研究契約を解除し、又は契約内容を変更する必要があるときは、あらかじめ理事長の承認を得るものとする。

(申込み)

第6条 共同研究を申し込む場合、民間機関等は、別に定める共同研究申込書を理事長に提出しなければならない。

(共同研究室等)

第6条の2 理事長は、民間機関等から申出があり必要と認めるときは、共同研究室等を設置することができる。

2 共同研究室等に関して必要な事項は別に定める。

(受入れの決定)

第7条 理事長は、前条の共同研究の申込みがあったときは、その受入れの可否について決定する。

(契約の締結)

第8条 理事長は、前条により共同研究の受入れを決定したときは、民間機関等との間に共同研究契約を締結する。ただし、契約にあたっては、契約条文等について民間機関等と十分に協議の上、定めるものとする。

(共同研究費)

第9条 本学は、あらかじめ設置されている施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持管理に必要な経常経費等を負担する。

2 民間機関等は、共同研究の遂行のために特に必要となる謝金、旅費、消耗品、設備等の研究経費を共同研究費として負担する。

(1) 共同研究Ⅰ 民間機関等が横浜市内に事業所を置く中小企業であって、優れた研究成果が期待できる場合は、予算の範囲内で研究経費の2分の1以上

(2) 共同研究Ⅱ及びⅢ 全額

(3) 共同研究Ⅳ 役割分担に応じて協議により定めた割合

3 共同研究に係る間接経費は、共同研究費の10%相当額とする。ただし、民間機関等に特別な事情がある場合は、双方協議の上、定めるものとする。

4 研究期間の延長により共同研究費に不足が生じると認められる場合、不足する共同研究費の負担については、民間機関等と協議の上、定めるものとする。

5 共同研究の完了又は中止により、共同研究費に不用が生じた場合は、不用となった額の範囲内でその全部又は一部を民間機関等に返還することができる。

6 共同研究費については、本学が経理する。

(研究料)

第10条 共同研究Ⅰ及び共同研究Ⅱについては、共同研究研究員の受入れにあたり、民間機関等から研究料を徴収する。

2 前項の研究料の額その他の取扱いは、公立大学法人横浜市立大学の授業料等に関する規程の該当する研究科について定める別表を準用する。

(設備等の取扱い)

第11条 共同研究費により新たに取得した設備等は、本学に帰属する。ただし、民間機関等が国、地方公共団体、独立行政法人その他公益法人の場合で、これにより難しい場合は、双方協議の上、その取扱いを定めるものとする。

2 共同研究の遂行上必要な場合は、民間機関等の所有する設備を無償で受け入れることができるものとし、この場合の搬入・搬出に要する経費は、原則として民間機関等が負担するものとする。

3 共同研究の遂行上、民間機関等の所有する設備を使用することが必要な場合であって、当該設備を本学に搬入することが困難であるときは、研究上必要な範囲で当該設備が所在する施設において研究を行うことができる。この場合において教員が、当該施設において研究を行うときは出張とする。

- 4 共同研究を完了し、又は中止したときは、第2項の規定により民間機関等から受け入れた設備を研究の完了又は中止の時点の状態でも民間機関等に返還するものとする。

第3章 受託研究

(受入れの基準)

第12条 受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障をきたすおそれのないものでなければならない。

(受入れの条件)

第13条 受託研究は、次の各号に掲げる条件のもとに受け入れるものとする。

- (1) 受託研究の結果生じた特許権、実用新案権及び意匠権等の権利の帰属、持分割合及び使用等については、民間機関等と協議の上、受託研究契約により定めるものとする。
 - (2) 前号に関して、教員によって生じた特許権、実用新案権及び意匠権等の権利については、原則として本学に帰属するものとし、「公立大学法人横浜市立大学の発明等に関する規程」(以下、「発明規程」という。)に従って手続きを行う。
 - (3) 受託研究の成果は、受託研究契約に基づき公表できるものとする。ただし、公表の時期・方法等については、民間機関等と協議の上、定めるものとする。
 - (4) 受託研究の研究期間は当該年度から5年を超えない範囲の年度末までとし、受託研究契約により定める。ただし、民間機関等との協議により研究遂行上必要と認められる場合は、期間を延長することができる。
 - (5) やむを得ない事由により受託研究の継続に支障が生じたときは、民間機関等と協議の上、当該受託研究を中止することができる。
 - (6) 受託研究は、受託研究契約の締結前には開始できない。
 - (7) 受託研究費が、指定期日までに納付されない場合は、受託研究契約を解除することができる。
- 2 前項第6号の条件については、受託研究費の財源が、国、地方公共団体その他の団体である場合は、双方協議の上、これを付さないことができる。
- 3 受託研究契約を解除し、又は契約内容を変更する必要があるときは、あらかじめ理事長の承認を得るものとする。

(申込み)

第14条 受託研究を申し込む場合、民間機関等は、別に定める受託研究申込書を理事長に提出しなければならない。

(受入れの決定)

第15条 理事長は、前条の受託研究の申込があったときは、受入れの可否について決定する。

(契約の締結)

第16条 理事長は、前条により受託研究の受入れを決定したときは、民間機関等との間に受託研究契約を締結する。ただし、契約にあたっては、契約条文等について民間機関等と十分に協議の上、定めるものとする。

(受託研究費)

第17条 本学は、あらかじめ設置されている施設・設備を受託研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持管理に必要な経常経費等を負担する。

- 2 民間機関等は、受託研究の遂行のために特に必要となる謝金、旅費、消耗品、設備等の研究経費を受託研究費として負担する。
- 3 受託研究に係る間接経費は、受託研究費の15%相当額とする。ただし、民間機関等に特別な事情がある場合は、双方協議の上、定めるものとする。
- 4 研究期間の延長により受託研究費に不足が生じると認められる場合、不足する受託研究費の負担については、民間機関等と協議の上、定めるものとする。
- 5 受託研究の完了又は中止により、受託研究費に不用が生じた場合は、不用となった額の範囲内でその全部又は一部を民間機関等に返還することができる。
- 6 受託研究費については、本学が経理する。

(設備等の取扱い)

第18条 受託研究費により新たに取得した設備等は、本学に帰属する。ただし、民間機関等が国、地方公共団体その他の団体で、これにより難しい場合は、双方協議の上、定めるものとする。

- 2 受託研究の遂行上必要な場合は、民間機関等の所有する設備を無償で受け入れることができるものとし、この場合の搬入・搬出に要する経費は、原則として民間機関等が負担するものとする。
- 3 受託研究の遂行上、民間機関等の所有する設備を使用することが必要な場合で、当該設備を本学に搬入することが困難であるときは、研究上必要な範囲で当該設備が所在する施設において研究を行うことができる。この場合において教員が、当該施設において研究を行うときは出張とする。
- 4 受託研究を完了し、又は中止したときは、第2項の規定により民間機関等から受け入れた設備を研究の完了又は中止の時点の状態で民間機関等に返還するものとする。

第4章 奨学寄附金

(受入れの基準)

第19条 奨学寄附金は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障をきたすおそれのない場合に受け入れることができる。

(受入れの条件)

第20条 奨学寄附金は、次の各号に掲げる条件のもとに受け入れるものとする。

- (1) 奨学寄附金による研究の結果生じた特許権、実用新案権及び意匠権等の権利は、原則として本学に帰属するものとし、「公立大学法人横浜市立大学の発明等に関する規程」(以下、「発明規程」という。)に従って手続きを行う。
- (2) 奨学寄附金の使途について、民間機関等が検査を行うことはできない。
- (3) 奨学寄附金による研究の成果は、原則として公表できるものとする。
- (4) 奨学寄附金による研究の研究期間は当該年度末までとする。ただし、研究遂行上必要と認められる場合は、当該年度から5年を超えない範囲の年度末まで

の間で定めることができる。

(5) やむを得ない事由により奨学寄附金による研究の継続に支障が生じたときは、当該研究を中止することができる。

(6) 奨学寄附金による研究は、寄附金の納付前には開始できない。

(7) 奨学寄附金が指定期間内に納付されない場合は、寄附の受入れを解除することができる。

2 前項第6号の条件については、民間機関等が国、地方公共団体、その他の団体である場合は、双方協議の上、これを付さないことができる。

3 寄附の受入れを解除し、又は受入内容を変更する必要があるときは、あらかじめ理事長の承認を得るものとする。

(申込み)

第21条 寄附を申し込む場合、民間機関等は、別に定める奨学寄附金申込書を、理事長に提出しなければならない。

(受入れの決定)

第22条 理事長は、前条の寄附の申込みがあったときは、受入れの可否について決定する。

(受入承諾通知)

第23条 理事長は、前条により寄附の受入れを決定したときは、民間機関等に対し別に定める受入承諾通知書により通知する。

(奨学寄附金)

第24条 奨学寄附金は、本学の教育研究を奨励するための経費として充当する。

2 奨学寄附金に係る間接経費は、奨学寄附金の10%相当額とする。ただし、民間機関等に特別な事情がある場合は、双方協議の上、定めるものとする。

3 奨学寄附金は原則として返還しないものとする。ただし、特別な理由により返還する必要があるときは、あらかじめ理事長の承認を得るものとする。

4 奨学寄附金については、本学が経理する。

(研究助成団体等の助成金)

第25条 教員の申請により民間の研究助成団体等の助成決定を受けたもので、教員が本学の施設・設備を使用し、職務として当該助成金による教育研究を行う場合、研究助成団体等又は教員は、当該助成金を本学に寄附するものとする。

(設備等の取扱)

第26条 奨学寄附金により取得した設備等は、本学に帰属し、無償で民間機関等へ譲渡することはできない。

第5章 外部研究費

(受入決定通知)

第27条 理事長は、外部研究費の受入れを決定したときは、教員に対し別に定める受入決定通知書により通知する。

(研究計画書)

第28条 教員は、前条の通知があった場合、別に定める研究計画書を理事長に提出し

なければならない。

(研究計画の変更)

第29条 外部研究費に係る研究計画に重大な変更をする必要が生じたときは、教員は、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

(執行)

第30条 外部研究費の執行については、公立大学法人横浜市立大学会計規則（以下「会計規則」という。）及び公立大学法人横浜市立大学における研究費の取扱に関する要綱第4条第1項に定める横浜市立大学研究費執行マニュアル（以下「研究費執行マニュアル」という。）等に基づくものとする。

2 外部研究費の執行にあたり会計規則、研究費執行マニュアルその他関係する規程等に重大な違反があった場合、理事長は、教員に対し当該外部研究費による研究の中止を命じ、当該外部研究費の全部又は一部を民間機関等へ返還するものとする。

(研究の完了)

第31条 教員は、外部研究費に係る研究が完了した後3月以内に、別に定める研究成果報告書を理事長に提出しなければならない。ただし、奨学寄附金については民間機関等の求めがない場合は、研究成果報告書の作成を省略することができる。

第6章 内部研究費

(配分の条件)

第32条 内部研究費は、次の各号に掲げる条件のもとに配分するものとする。

- (1) 研究経費は、教員からの申請に基づき予算の範囲内で全額本学が負担し、配分する。
- (2) 内部研究費による研究の結果生じた特許権、実用新案権及び意匠権等の権利は、本学に帰属するものとし、「公立大学法人横浜市立大学の発明等に関する規程」（以下、「発明規程」という。）に従って手続きを行う。
- (3) 内部研究費による研究の成果は、原則として公表できるものとする。
- (4) 内部研究費による研究の研究期間は当該年度末までとする。
- (5) やむを得ない事由により内部研究費による研究の継続に支障が生じたときは、当該研究を中止することができる。
- (6) 内部研究費による研究は、内部研究費の配分前には開始できない。

(申請)

第33条 教員は、内部研究費の申請をする場合、別に定める研究計画書を理事長に提出する。

(配分の決定)

第34条 理事長は、前条の内部研究費の申請があった場合、配分の可否等について、研究・産学連携推進センターに諮り決定する。

(決定通知)

第35条 理事長は、前条により内部研究費の配分を決定したときは、教員に対し別に定める決定通知書により通知する。

(内部研究費)

第36条 内部研究費による研究の完了又は中止により、内部研究費に不用が生じた場合は、不用となった額の範囲内でその全部を理事長に返還しなければならない。

2 内部研究費については、本学が経理する。

(設備等の取扱)

第37条 内部研究費により取得した設備等は、本学に帰属する。

(研究計画の変更)

第38条 内部研究費に係る研究計画に重大な変更をする必要が生じたときは、教員は、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

(執行)

第39条 内部研究費の執行については、会計規則及び研究費執行マニュアル等に基づくものとする。

2 内部研究費の執行にあたり会計規則、研究費執行マニュアルその他関係する規程等に重大な違反があった場合、理事長は、教員に対し、当該内部研究費による研究の中止及び当該内部研究費の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(研究の完了)

第40条 教員は、内部研究費に係る研究が完了した後3月以内に、別に定める研究成果報告書を理事長に提出しなければならない。

第7章 雑則

(監査)

第41条 理事長は、外部研究費及び内部研究費の適正な執行を期するため、公立大学法人横浜市立大学内部監査要綱に基づき、年1回以上経理関係書類等についての監査を実施する。

(雑則)

第42条 この規程の実施にあたり必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(様式)

第 13 号様式の 1 及び第 13 号様式の 2 を追加

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規程第 56 号）

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年規程第 40 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。